⑸　合併・分社・廃業の場合の手続
有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、別記１の提出先に本公示３の申請を改めて行うこと。
⑹　資格審査結果通知書の再発行について
紛失等による再発行依頼は、別記１に掲げる提出先に提出すること。

別記１　提出先
独立行政法人国立印刷局財務部契約課資格審査受付
〒105―8445 東京都港区虎ノ門２－２－５
電話03―3587―4315、ＦＡＸ03―3587―4478
令和７年２月25日から〒105―8445 東京都港区虎ノ門２－２－３虎ノ門アルセアタワーへ移転予定

別記２　付与数値
〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕
⑴　年間平均（生産・販売）高（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率

140％以上		：10
120％以上	140％未満	：８
100％以上	120％未満	：６
100％未満		：４

⑷　営業年数（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
10年未満		：３、６

⑸　機械設備等の額（物品の製造のみ）

10億円以上		：15
１億円以上	10億円未満	：12
5,000万円以上	１億円未満	：９
1,000万円以上	5,000万円未満	：６
1,000万円未満		：３

⑹　合計（最高点）　100

別記３　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲
〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕
⑴　物品の製造
①　90点以上　：Ａ
80点以上　90点未満：Ｂ
55点以上　80点未満：Ｃ
55点未満　：Ｄ
②　Ａは3,000万円以上、Ｂは2,000万円以上3,000万円未満、Ｃは400万円以上2,000万円未満、Ｄは400万円未満
⑵　物品の販売、役務の提供等
①　90点以上　：Ａ
80点以上　90点未満：Ｂ
55点以上　80点未満：Ｃ
55点未満　：Ｄ
②　Ａは3,000万円以上、Ｂは1,500万円以上3,000万円未満、Ｃは300万円以上1,500万円未満、Ｄは300万円未満
⑶　物品の買受け
①　70点以上　：Ａ
50点以上　70点未満：Ｂ
50点未満　：Ｃ
②　Ａは1,000万円以上、Ｂは200万円以上1,000万円未満、Ｃは200万円未満

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度において国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和７年１月６日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
調達管理室長　松波　秀樹

◎調達機関番号　808　◎所在地番号　08
１　建設工事の工種区分及び測量・建設コンサルタント等業務の業種区分
⑴　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する区分29種類
⑵　測量・建設コンサルタント等業務
①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償コンサルタント業務
２　申請の時期　定期の申請時期は、令和７年１月６日から令和７年１月31日までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。なお、上記期間後も随時受付を行うが、この場合、資格を付与した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。
３　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　研究所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という）は研究所ホームページ（https://www.aist.go.jp）からダウンロードすることにより入手できる。
⑵　申請書の提出方法　次の①、②の申請書等の関係書類を別記１に掲げる場所に次の申請書等の関係書類を持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留等（定期の申請は令和７年１月31日消印有効））、又は電子メールにより提出すること。
①　建設工事
一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第１号）
二　添付書類
イ　工事経歴書（提出は任意とする。）
ロ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）
ハ　総合評定値通知書等の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定するもので、申請日から直近のものであり、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出する。
ニ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合に限る。）
ホ　納税証明書の写し（法人の場合は法人税、個人の場合は申告所得税又は申告所得税及復興特別所得税の所得金額を証明する納税証明書の写し（電子納税証明書を含む。））
ヘ　納税証明書の写し（次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書の写し（電子納税証明書を含む。）（個人の場合はその３又はその３の２、法人の場合はその３又はその３の３とする。））
Ａ　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
Ｂ　法人税（法人の場合）
Ｃ　所得税（個人の場合）
ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）
ト　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）